

石川県公報

平成 26 年 3 月 28 日
第 1 2 6 8 3 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務の委託（消防保安課）	1
○指定代理納付者の指定（県民交流課）	1
○一般競争入札の落札者等（医療対策課）	2
○公金の収納事務の委託（同）	2
○森林病害虫等防除法第 5 条第 1 項の規定による命令の内容となる事項（森林管理課）	3
○一般国道の区域の変更（道路整備課）	4
○一般国道の供用の開始（同）	4
○県道の区域の変更（同）	4
○県道の供用の開始（同）	5
○自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定（同）	6
○自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分の指定の解除（同）	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	6
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正（出納室）	7
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正（同）	7
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出の取下げの公告（経営支援課）	7
○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	7
○土地改良区の定款変更認可公告（経営対策課）	8
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（同）	8
○肥料登録失効公告（農業安全課）	9
○石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表（水産課）	9
○都市計画事業の事業計画の認可に係る公告（都市計画課）	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告（同）	10
○道路の位置の指定公告（建築住宅課）	10
○入札公告（警察本部）	10
選挙管理委員会	
○政治団体の届出の公表	12
○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	12
○政治団体の解散の届出の公表	13
○政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正	14
○不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更	14

告 示

石川県告示第120号

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第 4 条第 7 項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成26年 3 月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託に係る免状交付事務の内容
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
金沢市新保本 4 丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部
七尾市寿町112番 3 号 石川県電気工事工業組合能登本部
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部
- 委託期間
平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

石川県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 第 6 項の規定により、同項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を次のとおり指定した。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定代理納付者の商号及び本店の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入
ふるさと石川応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード
V I S A
M a s t e r C a r d
J C B
A m e r i c a n E x p r e s s
D i n e r s C l u b
- 4 指定代理納付者の指定期間及び歳入を代理納付させる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

石川県告示第122号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
 - (1) 輸液ポンプ 一式 購入
 - (2) 人工呼吸器 一式 購入
 - (3) 病棟モニタ 一式 購入
 - (4) 胎児集中監視システム 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局経理課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
富木医療器株式会社
金沢市問屋町2丁目46番地
- 5 落札金額
 - 1(1) 49,035,000円
 - 1(2) 99,015,000円
 - 1(3) 76,282,500円
 - 1(4) 47,775,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年1月31日

石川県告示第123号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり公金の収納事務を委託した。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県立中央病院の診療費等の収納事務	金沢市北安江1丁目 3番24号	株式会社 ソラスト 北陸営業所	平成26年4月1日から 平成29年3月31日まで

石川県告示第124号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定による命令の内容となる事項を次のとおり定める。
平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市並びに河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町、鳳珠郡穴水町及び能登町の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破碎又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合は、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市及び珠洲市の各市役所並びに河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町、鳳珠郡穴水町及び能登町の各町役場の林業担当課に備え置いて縦覧に供する。）

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町の区域内のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

平成26年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木又は指定種苗（樹木の種子及び苗であって農林水産大臣の指定するものをいい、その容器及び包装を含む。）を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、前年度に中害程度の被害が発生しており、本年度の気象条

件等から見て3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに、3に掲げる措置を行った樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。
- (3) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課、加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市及び羽咋市の各市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の各町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
304号	金沢市清水谷町ト49番1地先から 金沢市東原町フ13番4地先まで	旧	7.00 ~ 54.80 880.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	12.80 ~ 54.80 880.0	

石川県告示第126号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市清水谷町ト49番1地先から 金沢市東原町フ13番4地先まで	平成26年3月28日	県央土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
小原土清水線	金沢市末町24字34番1地先から 金沢市末町ル34番1地先まで	旧	5.70 ~ 11.30	253.0	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.20 ~ 35.00	253.0	
〃	金沢市小原町ツ79番1地先から 金沢市小原町ツ81番10地先まで	旧	5.00 ~ 14.00	65.0	〃
		新	7.30 ~ 18.70	65.0	
倉谷土清水線	金沢市寺津町甲2番8地先から 金沢市駒婦町ヲ1番9地先まで	旧	4.61 ~ 7.29	135.0	〃
		新	6.50 ~ 19.45	135.0	
芝原石引町線	金沢市折谷町口153番地先から 金沢市折谷町サ13番1地先まで	旧	4.00 ~ 11.40	76.3	〃
		新	5.30 ~ 19.80	76.3	
〃	金沢市折谷町口256番1地先から 金沢市折谷町サ36番地先まで	旧	3.90 ~ 15.20	49.7	〃
		新	6.20 ~ 25.30	49.7	
〃	金沢市小菱池町ニ1番22地先から 金沢市小菱池町ニ1番22地先まで	旧	4.37 ~ 14.33	79.4	〃
		新	4.37 ~ 28.66	77.0	
蛸 島 港 線	下記区域を道路区域に編入する。				珠 洲 土 木 事 務 所 維 持 管 理 課
	珠洲市正院町川尻壱部83番1地先から 珠洲市飯田町五部85番1地先まで		8.36 ~ 34.06	3688.9	

石川県告示第128号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
小原土清水線	金沢市末町24字34番1地先から 金沢市末町ヲ48番1地先まで	平成 26 年 3 月 28 日	県央土木 総合事務所 維持管理課
〃	金沢市小原町ツ79番1地先から 金沢市小原町ツ81番10地先まで	〃	〃
仮生堅田線	金沢市四王寺町ハ82番2地先から 金沢市深谷町リ25番地先まで	〃	〃
倉谷土清水線	金沢市寺津町甲2番8先から 金沢市駒婦町ヲ1番9地先まで	〃	〃
芝原石引町線	金沢市折谷町口153番地先から 金沢市折谷町サ13番1地先まで	〃	〃
〃	金沢市折谷町口256番1地先から 金沢市折谷町サ36番地先まで	〃	〃
〃	金沢市小菱池町ニ1番22地先から 金沢市小菱池町ニ1番22地先まで	〃	〃
和 倉 和倉停車場線	七尾市和倉町ワ22番2地先から 七尾市和倉町ワ2番3地先まで	〃	中能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布り251番1地先まで かほく市白尾ム2番10地先	平成26年3月28日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課
〃	〃	河北郡内灘町字千鳥台四丁目2番2地先から 河北郡内灘町字大根布り251番3地先まで	〃	〃

石川県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定を解除する。

なお、その関係図面は、平成26年3月28日から同年4月11日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布り251番3地先から 河北郡内灘町字大根布り251番3地先まで	平成26年3月28日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道 維持管理課

石川県告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
能美市	能美都市計画道路事業 3・5・9号 大成末寺線 能美都市計画道路事業 3・5・14号 南中央線 能美都市計画道路事業 3・5・15号 加賀舞子線 能美都市計画道路事業 3・5・17号 北中央線 能美都市計画道路事業 8・6・5号 自由通路自歩道線	(1) 収用の部分 都市計画事業の認可（平成22年石川県告示第105号）に示す事業地のうち能美市大成町チ、大浜町井及び中町ナ地内において事業地を変更する (2) 使用の部分 なし	平成22年3月12日から 平成27年3月31日まで

石川県告示第132号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、平成26年6月21日から施行する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行今江支店の項を削る。

石川県告示第133号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の輪島市の表中

4	財団法人 石川県職員互助会	金沢市鞍月1丁目	輪島市三井町洲衛 石川県奥能登総合事務所内	を
4	能登空港ターミナルビル 株式会社	輪島市三井町洲衛	同 左 能登空港ターミナルビル内	に改める。

公 告**大規模小売店舗の変更の届出の取下げの公告**

大規模小売店舗の変更の届出の公告(平成26年2月28日石川県公報登載)により公告した大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出が、次のとおり取り下げられた。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 取下げに係る大規模小売店舗の名称及び所在地
キリン堂松村店
金沢市松村三丁目471番ほか26筆
- 2 取下半年月日
平成26年3月19日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
キリン堂松村店
金沢市松村三丁目471番ほか26筆
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社キリン堂

代表取締役社長 寺西 豊彦
 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
 (変更後)株式会社キリン堂
 代表取締役社長 寺西 豊彦
 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
 株式会社ハークスレイ
 代表取締役社長 青木 達也
 大阪府大阪市北区鶴野町3番10号

- 3 変更の年月日
 平成26年1月31日
- 4 変更する理由
 小売業者の変更のため
- 5 届出年月日
 平成26年3月19日
- 6 届出等の縦覧場所
 石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
 平成26年3月28日から同年7月28日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
 平成26年7月28日
 金沢市鞍月1丁目1番地
 石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
 平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
志賀町土地改良区	平成26年3月19日

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年3月31日から同年4月28日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
町屋・鳥越地区	県営ほ場整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	七尾市農林課
向栗崎地区	県営畑地帯総合整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	内灘町地域振興課

肥料登録失効公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	失効 年月日
石川県 第73号	肉かす粉末	8.0肉かす 粉末	窒素全量 8.0%	公定規格のとおり	天狗中田産業株式 会社 金沢市西金沢3丁 目124番地	平成26年 3月13日
石川県 第165号	蒸製てい角 粉	12.0蒸製て い角粉	窒素全量 12.0%	〃	〃	〃
石川県 第184号	蒸製骨粉	蒸製骨粉	窒素全量 4.0% りん酸全量 21.0%	〃	〃	〃

石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、石川県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成25年12月27日公表）の一部を平成26年3月20日に変更したので、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更項目	変更前	変更後	変更の効力の生ずる日
第1種特定海洋生物資源の平成25年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(3) ずわいがに 平成25年7月から平成26年6月まで 349トン	(3) ずわいがに 平成25年7月から平成26年6月まで 410トン	平成26年3月20日
第1種特定海洋生物資源の平成26年の管理の対象となる期間及び知事管理量	(1) まあじ、まいわし及びするめいか 平成26年1月から同年12月まで 若干 (2) まさば及びごまさば 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定 (3) ずわいがに 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	(1) まあじ及びまいわし 平成26年1月から同年12月まで 若干 (2) まさば及びごまさば 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定 (3) するめいか 平成26年4月から平成27年3月まで 若干 (4) ずわいがに 平成26年7月から平成27年6月まで 管理の対象となる期間までに知事管理量を設定	平成26年4月1日

都市計画事業の事業計画の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
金沢都市計画道路事業 3・5・5号 小立野線	石 川 県	金沢市泉本町6丁目34番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 金沢市飛梅町、石引四丁目、石引三丁目、石引二丁目及び石引一丁目地内 (2) 使用の部分 なし
穴水都市計画道路事業 3・4・2号 城山線 及び 7・6・1号 本町線	〃	輪島市河井町22部1の1 奥能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 鳳珠郡穴水町字大町ニ及び字大町ハ地内 (2) 使用の部分 なし

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地
平成12年建設省告示第250号 小松都市計画道路事業 3・4・5号根上小松線及び 3・5・22号梯美原線	石 川 県	小松白江町リ61番地1 南加賀土木総合事務所	(1) 収用の部分 平成12年建設省告示第250号の事業地のうち、大川町二丁目地内において事業地を変更する。 (2) 使用の部分 なし
平成12年建設省告示第391号 能都都市計画道路事業 3・5・3号新町通り線	〃	輪島市河井町22部1の1 奥能登土木総合事務所	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜は73番1、98番4、横浜に70番4、71番3、72番4並びに農道及び水路の無籍地の一部	幅員 5.54～5.72m 延長 51.48m	河北郡津幡町字横浜ろ51番地 西嶋 美彌枝	平成26年3月17日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年3月28日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入件名
運転教育教本

(2) 納入予定数量

167,000冊

(3) 納入期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成26年4月8日（火）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) この公告に示した調達予定物品を確実に納入できる能力を有する者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年4月9日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成26年4月10日（木）正午（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成26年4月10日（木）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成26年3月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
谷本まさのり 小松市後援会	和田 慎 司	江 口 充	小松市八幡町46	平成26年2月2日
羽咋郡市医師連盟	四 蔵 直 人	田 村 敏 博	羽咋郡志賀町仏木クの15の5	平成26年2月6日
谷本まさのり 志賀町後援会	小 泉 勝	小 泉 美 穂	羽咋郡志賀町堀松寅32	平成26年2月7日

石川県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自由民主党石川県 七尾市第十一支部	会計責任者	西 田 早 苗	西 田 実	平成26年2月12日
民 主 党 石 川 県 第 2 総 支 部	主たる事務所の 所在地	小松市光町90	加賀市橋立町ふ23	平成26年2月19日
	代 表 者	近 藤 和 也	宮 本 啓 子	平成26年2月19日
自由民主党石川県 第三選挙区支部	会計責任者	三 谷 康 彦	蔵 角 信 幸	平成26年2月20日

自由民主党川北支部	主たる事務所の所在地	能美郡川北町字朝日イ11	能美郡川北町字与九郎島へ100-1	平成26年2月26日
	代表者	作田 毅	坂井 毅	平成26年2月26日
	会計責任者	田中 秀夫	作田 良一	平成26年2月26日

（政党の支部以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
田中ひろと後援会	代表者	福島 理夫	加藤 晃	平成26年2月4日
不破大仁後援会	会計責任者	得永 龍郎	酒井 秀雄	平成26年2月6日
杉本久実男後援会	代表者	観音 誠一	杉本 勇喜男	平成26年2月7日
清風会	政治団体の名称	清風会	春風会	平成26年2月14日
	主たる事務所の所在地	金沢市材木町19-3	白山市北成町206	平成26年2月14日
上田ともかず後援会	代表者	黒谷 治夫	宮本 善夫	平成26年2月17日
みやもと陸を支援する会	代表者	岡部 外志彦	辻 治重	平成26年2月18日
	会計責任者	米山 吉昭	北村 修一	平成26年2月18日
石川県知事谷本正憲後援会イヌワシ会	代表者	庄田 正一	加茂谷 勇治	平成26年2月19日
石川県ビルメンテナンス政治連盟	代表者	谷本 大幸	中村 雅樹	平成26年2月21日
	会計責任者	中村 雅樹	酒井 壮司	平成26年2月21日
谷本正憲野々市市後援会	会計責任者	西田 治夫	無量井 次歳	平成26年2月24日
谷本正憲輪島後援会	主たる事務所の所在地	輪島市河井町23部22番25	輪島市河井町6部12番地の4	平成26年2月25日
	代表者	梶 文秋	里谷 光弘	平成26年2月25日
幸福実現党金沢北後援会	会計責任者	宮元 智	中村 美千代	平成26年2月27日
石川県社会保険労務士政治連盟	代表者	菊池 寛治	石川 茂文	平成26年2月27日
森林環境整備懇話会	代表者	林 登良夫	西 正次	平成26年2月27日
	会計責任者	上川 道男	松井 博	平成26年2月27日

石川県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

政治団体の名称	解散届受理年月日
自由民主党石川県加賀市第二支部	平成26年2月14日
自由民主党石川県LPガス支部	平成26年2月27日

（政党の支部以外の政治団体）

政治団体の名称	解散届受理年月日
井出善昭後援会	平成26年2月12日

石川県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成22年石川県選挙管理委員会告示第110号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記様式第4号及び別記様式第5号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2」に、「石川県選挙管理委員会に対して異議申立て」を「総務大臣に対して審査請求」に、「知った日から」を「知った日の翌日から起算して」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第50号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年3月28日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称		所 在 地
新	介護老人保健施設悠悠	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地
旧	向病院	